

令和6年度

振り込め詐欺等防止のため

電話機などの購入に
補助金を交付します！



近年、電話で親族や公共機関の職員等を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取る等の特殊詐欺（振り込め詐欺を含む。）が増えています。厚木市では、これらの被害から市民の皆様の財産を守るため、迷惑電話防止機能付き家庭用固定電話機等（スマートフォンは対象外）を購入された方に購入費の一部を補助します。

1 補助を受けられる方

※次の条件をすべて満たしている世帯

- (1) 65歳以上の方(市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者に限る。)が属する世帯であって、当該居住地において電話機等を設置し、及び利用する世帯
- (2) **令和6年3月1日以降**に対象機器を購入した世帯
- (3) 市民税等の滞納がない世帯
- (4) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に規定する暴力団員等が属さない世帯
- (5) 録音された音声などを警察の要請により情報提供することに同意する世帯

2 補助の内容

補助金上限額 6,000円 (購入費の3分の2 (100円未満の端数は切り捨て))

※ 電話機等本体の購入費が対象です。

※ 購入費から各店舗等のポイントの使用分、クレジットカード会社や店舗等で付与されるポイント分を除いた額が補助対象額となります。

※ 1世帯につき1台限りです。

3 補助の対象機器

次のいずれかに該当する電話機等（スマートフォンは対象外）

- (1) 電話機の呼出音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した方に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有するもの
- (2) 当該電話機の電話回線に接続する機器で、対象の機能を有するもの

4 受付期間・受付場所

※郵送による申請も可

- (1) 受付期間 **令和7年2月28日（金）まで（必着）**

※先着順に受付し、受付期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。

- (2) 受付窓口 厚木市役所くらし交通安全課窓口（第2庁舎3階）
8時30分～17時15分（平日、月～金）※12時～13時は除く

申請方法

1 商品購入



… **令和6年3月1日以降**に購入したものが対象になります。補助対象となる機能が限られますので、購入前に対象となる機能が付いているか、よくご確認ください。

2 補助金の申請

次の書類等を準備し、**くらし交通安全課窓口又は郵送**で申請してください。

◆ 申請書の配布場所
くらし交通安全課窓口、公民館、本厚木・愛甲石田駅連絡所
※ 市ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付申請書
- (2) 厚木市暴力団排除条例に基づく照会に係る同意書
(※ 住民基本台帳上で同じ世帯にお住まいの方全員の署名又は記名・押印が必要。)
- (3) 購入した電話機等の領収書
(※ 販売店名、購入日、購入金額、型式が記載されていること。
領収書の宛名に申請者の氏名が記載されていること。郵送の場合は写し。)
- (4) 取扱説明書
(※ 郵送の場合は表紙及び補助対象となる機能が確認できる部分の写し。)
- (5) 請求書
- (6) 委任状(※ 口座名義が申請者と異なる場合は必要。)
- (7) 補助金の振込先の分かる書類(※ 郵送の場合は通帳やキャッシュカード等の写し。)
- (8) 印鑑(※ 申請者が自署する場合は押印不要。)



3 審査・補助金交付決定・補助金の振り込み

審査後、補助金の交付決定通知書を発行します。補助金の振り込みは、申請時期によってお時間を要します(最大3箇月程度)のでご了承ください。
※後日、アンケートを郵送させていただきますので、ご協力をお願いします。

【注意事項】

- ①補助対象機器にスマートフォンは含みません。
- ②補助対象機器以外は、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。
- ③予算には限りがあります。申請をしても補助金の交付を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④書類を書き損じた際は、修正液や修正テープは使用しないでください。
- ⑤消せるインクを使用したボールペンは使用しないでください。
- ⑥購入してから6年以内に転売や廃棄、補助金取得後の返金等が発生した場合は、補助金を返納していただく場合があります。
- ⑦機器の機能を使用しても、完全に特殊詐欺を防止できるわけではありません。特殊詐欺を防止するためには、ご自身で最善の注意を払い、被害にあわないようにすることが大切です。

《問い合わせ・送付先》 ※ご不明な点などは、お問い合わせください。

所在地：〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第2庁舎3階

担当：市民交流部 くらし交通安全課 くらし安全係

☎ 046(225)2148(直通)